

西のゴールデンルートWebサイト(英語版)  
運用・保守等業務委託仕様書

令和8年3月

西のゴールデンルート実行委員会

本仕様書において、甲とは西のゴールデンルート実行委員会(※)をいい、乙とは提案者をいう。

※西のゴールデンルート実行委員会に参画している自治体

神戸市、姫路市、鳥取県、岡山県、岡山市、広島県、下関市、高松市、松山市、北九州市、福岡市、武雄市、長崎市、壱岐市、別府市、由布市、熊本市、宮崎市、鹿児島市  
(今後参画自治体の変動する場合がある)

## 1 件名

西のゴールデンルートWebサイト(英語版)運用・保守等業務

## 2 業務の趣旨・目的

「西のゴールデンルート実行委員会」(以下、「甲」とする。)では、欧米豪旅行者の多くが東京～大阪・京都エリアを中心とした「ゴールデンルート」を訪問している現状を踏まえ、欧米豪旅行者及び高付加価値旅行者をメインターゲットに、西日本・九州の自治体の魅力的な観光資源を広域的な周遊ルートとして発信し、大阪以西への誘客促進につなげることを目的として、19自治体が共同で各種プロモーションを実施している。(参考: <https://west-goldenroute.jp/>)

その取組みの一環として、令和6年度より海外向けWebサイト(以下、「本サイト」という。)を運用し、モデルルートや観光コンテンツの情報発信を行っている。令和7年度には、ターゲット層への訴求強化を目的に、デザイン・構成等のリブランディングを行った。

本業務は、令和8年度も引き続き、本サイトを西のゴールデンルートのブランディングサイトとして効果的に管理・運用し、海外市場に向けた認知拡大と誘客促進を図るものである。

※西のゴールデンルートWebサイト

<https://japan-west-goldenroute.com/>



## 3 業務の概要

本業務は、上記の目的を達成するため、以下の業務を包括的に実施するものとする。

- (1) 全体業務関連(連絡調整・進行管理等)
- (2) Webサイト保守管理
- (3) Webサイト運用(機能改修、コンテンツ制作、現地取材等)
- (4) Webサイト分析及び認知度向上に向けた取組み
- (5) その他

※各業務にかかる一切の経費は、全て委託費に含むものとする。

※契約締結後に連携自治体数が増えた場合には、契約の変更等を行う場合がある。

## 4 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 5 業務の内容等

- (1) 全体業務関連(連絡調整・進行管理等)

- ・現行の保守事業者からの円滑な引継ぎを行い、速やかに運用体制を確立すること。  
※引継ぎ等に係る費用についても、本委託に含むものとする。
- ・本仕様書に基づき各業務を適切に遂行するための実施計画、実施体制、年間スケジュール、個人情報保護・セキュリティ対策を明確に示すこと。
- ・海外ターゲット市場に適した表現とするため、ネイティブチェックを行うこと。
- ・参画自治体や関連事業の受託事業者との連携を図り、全体の整合性を確保しながら業務を実施すること。

## (2)Web サイト保守管理

- ・本サイトのシステム保守、運用監視、障害対応など、保守管理業務全般を実施すること
- ・視認性やユーザビリティを高めるため、必要に応じて既存コンテンツの修正を行うこと。
- ・CMS には、既存のシステム(ワードプレス)を使用することを基本とする。
- ・サイト公開に必要なサーバ環境、SSL 証明書等の整備は乙が行う者とする。  
※ユーザー数、ページ数の増加による追加ライセンス費用が発生しない構成とすること。  
※ウィルス対策等、適切なセキュリティ措置を講じること。

## (3)Web サイト運用(機能改修、コンテンツ制作、現地取材等)

### ①機能向上のための改修

- ・ユーザビリティ向上のため、必要なサイト機能の改善及び改修を行うこと。
- ・想定改修範囲は次のとおりであり、デザイン等について甲と協議のうえ、改修を実施すること。

#### 【想定改修範囲】

- (ア) キャンペーン等の新設時における周知用バナーの作成及びトップページへの掲載 (年5回程度)
- (イ) キャンペーン情報等をまとめて周知するための新規ページ制作と、それに付随するトップページの改修

**※このほか、必要と考える機能改修について提案し、それに見合う工数の費用計上をすること。**

### ②掲載コンテンツの拡充

- ・ターゲット層の旅行意欲喚起に繋がるよう、「News&Events」等のコンテンツを充実させ、年間24本以上(月2本以上を目安)の投稿・更新を行うこと。コンテンツ制作にあたっては、主に、参画自治体各地におけるイベント情報及び最新スポット、新規キャンペーン、パートナー事業者による商品情報等について、甲から提供される情報(日本語原稿、資料、素材等)をもとに、翻訳のうえ投稿することを基本とする。

### ③現地取材による記事・素材制作

- ・「Special Features」に掲載する記事を、年間8本以上(季節ごとに2本以上を目安)制作すること。
- ・記事制作にあたっては、全参画自治体(P.2 参照)の現地で取材を実施することを基本とすること。過去の取材に基づく記事制作も可とするが、全体の半数以上を新規取材に基づく記事とすること。
- ・撮影・制作した写真等の素材は、参画自治体が二次利用可能な形で納品すること。二次利用については、西のゴールデンルートや各市の観光プロモーションでの活用を想定している。
- ・カメラマン、ライター、モデル等には可能な限りネイティブスタッフを起用し、ターゲット層に訴求する記事・素材となるよう工夫すること。

**※提案時には、記事構成案、テーマ案及び素材イメージ、想定数量を提示すること。**

(本事業で制作する記事テーマ等については、事業者決定後に甲と協議の上決定するものとする。)

#### (4) Web サイト分析及び認知度向上の取組み

- ・SEO 対策を実施し、検索からの流入拡大を図ること。
- ・AIO対策(AI 検索・AI 要約への最適化)を実施し、新たな流入経路の確保を図ること。

**※提案時には、SEO・AIO 対策等の具体的な手法について提示すること。**

- ・その他、本サイトの認知向上及び流入拡大に向けた施策を提案し、実施すること。

**※効果測定を行うための KPI は、提案時に提示すること。提案にあたっては、PV 数だけでなく、サイトの価値向上に資する指標を具体的に提案すること。**

**※提案に際し、本サイトの PV 数等の令和7年度実績データが必要な場合、個別に事務局より資料提供を行う。**

**次の事項を記載の上、事務局宛てに電子メールにて連絡すること(2営業日以内に回答)。**

メール件名 : 「西のゴールデンルート Web 運用・保守等業務委託 資料提供申請」  
本文記載事項 : 事業者名、部署名、担当者名、事業者所在地、電話番号、e-mail アドレス  
送信先 : 西のゴールデンルート実行委員会事務局  
(福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光マーケティング課内)  
メールアドレス: goldenroute-to-westjapan@city.fukuoka.lg.jp

- ・サイト利用者の動向把握及び運用改善を目的として、アクセス解析に基づく月次レポートを作成・提出すること。内容及び提出時期は、甲と協議のうえ決定すること。

#### (5) その他

- ・事業終了時には、本事業全体の実施内容を取りまとめた報告書を提出すること。

## 6 乙の責務

### (1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

### (2) 守秘義務

#### ① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

また、当該事業に係る電子メールの送信にあたっては、BCC 送信の徹底を図ること。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

#### ② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

### (3) 従事者の服務規律

#### ① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

## 7 総括責任者及び各業務責任者の選任等

### (1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者(以下「総括責任者」という。)及び履行場所ごとの責任者(以下「各業務責任者」という。)を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

### (2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、6(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

## 8 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打ち合わせにより、甲の指示等に従いながら進めること。

### (2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

### (3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

### (4) その他

- ・仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- ・委託契約金額には、旅費、通信費、燃料費、消耗品費、郵送費、印刷製本費等、業務に係る必要経費の一切を含む。
- ・本業務の実施に伴う成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、3(1)～(3)の取り組み内容に応じ、関連する自治体に帰属する。ただし、成果物のうち、汎用的に利用されるノウハウ・ルーチン・モジュール等に関する権利を含む、乙が本件業務と同種の業務を遂行するにあたって必要となる部分に係る著作権は、その限りでなく、乙に留保される。
- ・乙は、甲及び関連する自治体に対し、乙に留保される著作権につき、成果物を利用(ただし、二次的利用を除く。)する限りにおいて無期限に無償で使用することを許諾する。

## 「個人情報・情報資産取扱特記事項」

## 1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。）及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

## 2 定義

## (1) 個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

## (2) 個人番号

番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

## (3) 特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

## (4) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

## (5) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

## (6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

## (7) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

## 3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この

契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業者を書面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

#### 5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、西のゴールデンルート実行委員会（以下「実行委員会」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

#### 6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### 7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、実行委員会の書面による承認があるときは、この限りではない。

#### 8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、実行委員会が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

#### 9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、実行委員会の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

#### 10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、実行委員会の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、実行委員会の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及

び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

#### 11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、実行委員会の指示に従い、実行委員会に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

#### 12 報告及び監査・検査の実施

実行委員会は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

#### 13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに実行委員会に報告し、実行委員会の指示に従わなければならない。

#### 14 事故等発生時の公表

実行委員会は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、実行委員会民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

#### 15 契約の解除及び損害の賠償

実行委員会は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、実行委員会はその責めを負わないものとする。